

件名	県職員の情報発信について
受付日	令和4年3月24日
ご意見・ご提案の概要	岐阜県の情報セキュリティ対策基準に職員の情報発信について、何ら制限はないのか。
県の考え方	<p>岐阜県情報セキュリティ対策基準では、業務以外の目的での電子メールの使用及びインターネットへのアクセスを禁じております。</p> <p>また、県職員が私的に SNS 等を用い情報発信を行う場合、「岐阜県ソーシャルメディア利用ガイドライン」により基本原則を示しております。</p> <p>同ガイドラインにおいては、地方公務員法に規定する信用失墜行為の禁止（33条）、秘密を守る義務（34条）、政治的行為の制限（36条）に違反する内容の発信の禁止など、一定の制限を設けております。</p>
担当課	清流の国推進部デジタル推進局 情報システム課